

屋久島町告示第 164 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和元年度決算に基づく健全化判断比率を公表する。

令和 2 年 11 月 12 日
屋久島町長 荒木 耕治

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.47)	— (19.47)	13.9 (25.0)	19.2 (350.0)

※表中「—」は算定値「0」を示す。

※括弧内の数値は早期健全化基準。

屋久島町告示第 165 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、下記のとおり令和元年度決算に基づく公営企業資金不足比率を公表する。

令和 2 年 11 月 12 日
屋久島町長 荒木 耕治

記

特別会計の名称	資金不足比率（%）	備考
簡易水道事業	4.4	令第 17 条第 3 号の規定により事業規模を算定（事業規模：226,926 千円）
農業集落排水事業	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業規模を算定（事業規模：4,874 千円）
船舶事業	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業規模を算定（事業規模：39,735 千円）

※表中「—」は算定値「0」を示す。